

各業界団体 御中

国土交通省海事局船舶産業課

マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（周知依頼）

貴団体におかれては、平素から海事行政へのご支援、ご協力賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、マイナンバーカードの普及については、貴団体を通じて会員事業者への要請をご協力いただいているところですが、この度、健康保険証利用の本格運用をはじめ、マイナンバーカードのメリットが更に拡大することとなりましたので、ぜひ次のメリットを会員事業者にご周知いただくとともに、更なる取得促進及び健康保険証利用申し込みの促進に御協力くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と健康保険証の利用申込の促進について要請していただきますとともに、あわせて、別添の業界団体・個社の取組例等について情報提供をいただきますようお願い申し上げます。

記

## 1 マイナンバーカードメリット拡大について

### ① 健康保険証として使えます。

令和3年10月20日から本格運用を開始したマイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）は、本人が同意をすると、医療機関・薬局において薬剤情報や特定健診情報等が閲覧可能となり、従業員にとってより良い医療を受けられることにつながります。また、健保組合等の医療保険に係る事務のコスト縮減が期待できます。

なお、健康保険証利用ができる医療機関等は厚生労働省 HP<sup>※1</sup> で公開しております。

※1 「マイナンバーカードの健康保険証利用対応の医療機関・薬局についてのお知らせ」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16743.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html))



### ② 薬剤情報や特定健診情報等がマイナポータルで確認できます。

令和3年10月21日から、マイナポータル<sup>※2</sup>で、自分の薬剤情報や特定健診情報等<sup>※3</sup>の閲覧が可能となり、自身の健康管理に役立てることが可能となりました。また、11月からは、医療費通知情報も閲覧でき、医療費控除の申告手続きが簡素化されます。

※2 マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」(<https://myna.go.jp/>)

※3 薬剤情報は令和3年9月に診療したものから3年分、特定健診情報は令和2年度以降に実



施したもののから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになります。

- ③ 新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります。（年内開始予定）

新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）について、スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となる予定です。接種証明書（電子版）の申請には、マイナンバーカードが必要となります。

## 2 会員事業者への要請・周知について

上記とともに次の関連資料を会員事業者にご提供いただき、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用の申込促進をお願いします。

- ・メリット一覧チラシ「こ～んなに便利！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「利用申込受付中！マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A4版（令和3年10月改訂）
- ・リーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！」A3版及びA4版（令和3年10月改訂）
- ・チラシ「マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みはセブン銀行ATMで！」
- ・チラシ「マイナンバーカードで、新型コロナワクチンの接種証明書（電子版）が取得できるようになります」

また、事例集「業界団体・個社等における取組事例集」もお送りしますので、貴団体におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としていただけますと幸いです。

国土交通省海事局船舶産業課

山崎係長：yamazaki-t2y5@mlit.go.jp

土肥係員：dohi-h299@mlit.go.jp

TEL：03-5253-8634（直通）